附　則

1　この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

2　消防機関へ通報する火災報知設備、パッケージ型消火設備及びパッケージ型自動消火設備に係る消防用設備等試験結果報告書の様式については、この告示による改正後の平成元年消防庁告示第四号別記様式第十四、別記様式第三十及び別記様式第三十一の規定にかかわらず、この告示の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。

○厚生労働省告示第九十八号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第五十条の二の規定に基づき、職業能力検定を適正に実施するために必要な事項に関する基準を次のように定め、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月二十八日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

職業能力検定を適正に実施するために必要な事項に関する基準

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第五十条の二に規定する職業能力検定を適正に実施するために必要な事項に関する基準は、次に掲げるものとする。

一　職業能力検定が直接営利を目的とするものでないこと。

二　職業能力検定を実施する者が職業能力検定の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三　職業能力検定の公正な運営のための組織が確立されており、かつ、職業能力検定に当たる者の選任の方法が適切かつ公正であること。

四　職業能力検定が職業に必要な労働者の技能及びこれに関する知識の評価に係る客観的かつ公正な基準に基づくものであること。

五　職業能力検定が職業に必要な労働者の技能及びこれに関する知識を適正に評価するために必要な試験その他の評価方法を有するものであり、かつ、職業能力検定の実施の方法が適切かつ公正であること。

○厚生労働省告示第九十九号

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第七十一条の四の規定に基づき、社内検定認定規定（昭和五十九年労働省告示第八十八号）を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。ただし、この告示の適用の日において、この告示による改正前の社内検定認定規定（以下「改正前告示」という。）第二条に規定する基準に該当することにより改正前告示第一条の認定を受けている者については、この告示による改正後の社内検定認定規程（以下「改正後告示」）第二条に規定する基準に該当することにより職業能力開発促進法施行規則第七十一条の二第一項の認定を受けた者とみなして、改正後告示の規定を適用する。

平成二十八年三月二十八日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

題名を次のように改める。

社内検定認定規程

第一条を次のように改める。

（趣旨）

第一条　職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「規則」という。）第七十一条の二第一項に規定する事業主等の行う職業能力検定（以下「社内検定」という。）の認定については、規則に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

2　規則第七十一条の二第一項の認定（以下「認定」という。）を受けた社内検定（以下「認定社内検定」という。）は、労働者の職業に必要な能力（以下「職業能力」という。）についての評価が適正になされることにより、労働者の職業能力の開発及び向上を促進し、もつて、労働者の経済的社会的地位の向上及び社会経済の健全な発展に寄与するものでなければならない。

第二条第一号を次のように改める。

一　前条第二項及び職業能力検定を適正に実施するために必要な事項に関する基準（平成二十八年厚生労働省告示第九十八号）各号のいずれにも適合するものであり、かつ、当該事業主等が雇用する労働者（事業主の団体又はその連合団体にあつては、その構成員である事業主が雇用する労働者）の有する職業能力の程度を検定する制度であつて、技能振興上奨励すべきものであること。

第二条中第三号を削り、第四号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　検定が、学科試験及び実技試験で行われるものであること。

第二条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を削り、同条に次の三号を加える。

六　検定の実施に関する計画として、次のいずれにも適合する計画を定めていること。

イ　検定を適正かつ確実に実施するために必要な職員の確保について定められていること。

ロ　検定を適正かつ確実に実施するために必要な事務所その他の設備の確保について定められていること。

ハ　検定に係る経理が、他の業務に係る経理と区分して整理されることとされていること。

ニ　検定の基準及び検定の実施の方法について、定期的に点検を行うこととされていること。

七　検定の合格者に称号を付す場合にあつては、検定の対象職種その他に照らして、称号が適切なものであること。

八　社内検定を実施する者が、次のいずれにも該当する事業主等であること。

イ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配する者でないこと。

ロ　暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者でないこと。

ハ　その他社内検定を実施するのにふさわしい者であること。

第三条第一項第三号中「規定（以下「社内検定実施規定」を「規程（以下「社内検定実施規程」に改め、同条第二項中「第六条第二項」を「次条第二項」に改め、同条第三項中「社内検定実施規定」を「社内検定実施規程」に改め、同項第一号中「対象職種」を「検定の名称、対象職種」に改め、同項第八号を同項第十三号とし、同項第七号の次に次の五号を加える。

八　社内検定の合格者の称号に関する事項

九　検定の実施に必要な職員の確保に関する事項

十　検定の実施に必要な事務所その他の設備の確保に関する事項

十一　検定に係る経理と他の業務に係る経理の区分に関する事項

十二　検定の基準及び検定の実施方法に係る定期的な点検に関する事項

第四条及び第五条を削る。

第六条第一項中「認定事業主等」を「認定社内検定を実施する事業主等（以下「認定事業主等」という。）」に、「社内検定実施規定」を「社内検定実施規程」に改め、同条を第四条とする。

第七条を第五条とする。

第八条に次の一号を加え、同条を第六条とする。

四　前年度に係る第二条第六号ニに規定する点検の結果報告書

第九条中「資料の提出」を「報告又は資料の提出」に改め、同条を第七条とする。

第十条を第八条とする。

第十一条第二号中「第六条第一項」を「第四条第一項」に改め、同条第三号中「第五条、第六条第二項」を「第四条第二項」に、「第八条から第十条まで」を「第六条から第八条まで」に、「提出」を「報告若しくは提出」に改め、同条に次の二号を加え、同条を第九条とする。

四　不正の手段により認定を受けたとき。

五　認定事業主等として適当でなくなつたと認められるとき。

第十二条中「官報で」を「インターネットその他の適切な方法により」に改め、同条を第十条とし、第十三条を第十一条とする。

様式第一号及び様式第二号中「社内検定認定規定（昭和59年労働省告示第88号）第1条第1項」を「職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第71条の2第1項」に改める。